

山口県の平成19年度P R T Rデータの概要について

- 化学物質の排出量・移動量の集計結果 -

平成21年2月27日

山口県環境生活部環境政策課

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき導入された「P R T R制度」（化学物質排出移動量届出制度）により、人の健康や動植物に有害な影響を及ぼすおそれのある354種類の化学物質について、毎年度、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して届出を行い、国はその集計結果を公表することとされています。

今般、国において、法施行後第7回目となる集計結果が公表されたことに伴い、山口県における平成19年度P R T Rデータの概要を次のとおり公表します。

1 排出量・移動量の届出状況

平成20年度（届出期間：平成20年4月1日から6月30日まで）には、平成19年度に事業者が把握した排出量・移動量について、山口県において653事業所から届出がありました。業種別の届出状況は次のとおりです。

業種別にみた届出状況

業 種	届出 事業所数	業 種	届出 事業所数
製造業	198	一般機械器具製造業	5
食品製造業	1	電気機械器具製造業	13
繊維工業	4	輸送用機械器具製造業	15
木材・木製品製造業	5	鉄道車輛・同部品製造業	2
家具・装備品製造業	1	船舶製造・修理業	7
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	その他の製造業	3
出版・印刷・同関連産業	1	電気業・ガス業	4
化学工業	63	下水道業	38
医薬品製造業	4	鉄道業	2
農薬製造業	4	石油卸売業	3
石油製品・石炭製品製造業	6	燃料小売業	308
プラスチック製品製造業	14	洗濯業	1
ゴム製品製造業	6	自動車整備業・卸売業	38
窯業・土石製品製造業	12	一般廃棄物処理業	45
鉄鋼業	9	産業廃棄物処分業	15
非鉄金属製造業	3	自然科学研究所	2
金属製品製造業	17	合 計	653

2 届出排出量・移動量の集計結果

(1) 山口県の届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、届出排出量5,924トン、届出移動量9,891トンの計15,815トンとなっています。届出排出量の内訳は、大気への排出4,990トン、公共用水域への排出934トン、土壌への排出0トン、事業所内での埋立処分0トンとなっています。また、届出移動量の内訳は、事業所外への廃棄物としての移動量9,889トン、下水道への移動量2トンとなっています。

届出排出量：5,924トン(37.5%)

大気への排出：4,990トン(31.6%)

公共用水域への排出：934トン(5.9%)

土壌への排出：0トン(0.0%)

埋立処分：0トン(0.0%)

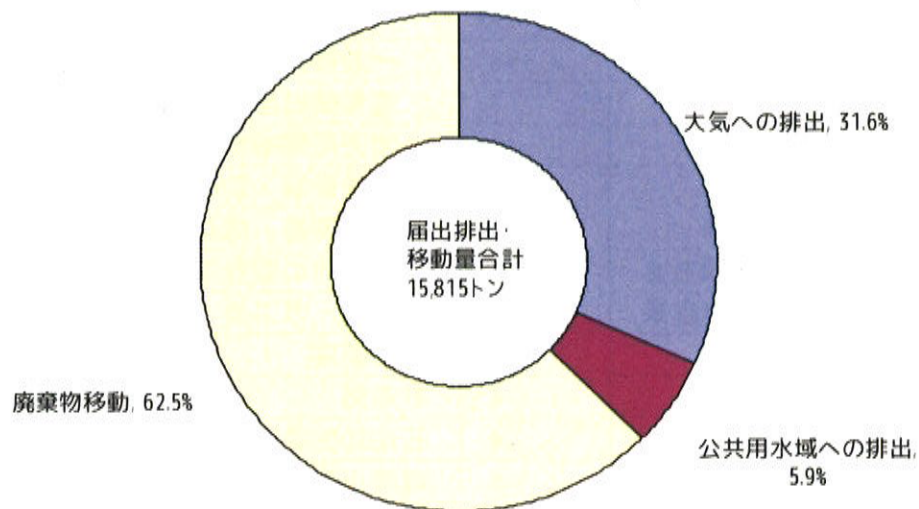
届出移動量：9,891(62.5%)

廃棄物としての移動：9,891トン(62.5%)

下水道への移動：2トン(0.0%)

計15,815トン

山口県の届出排出量・移動量

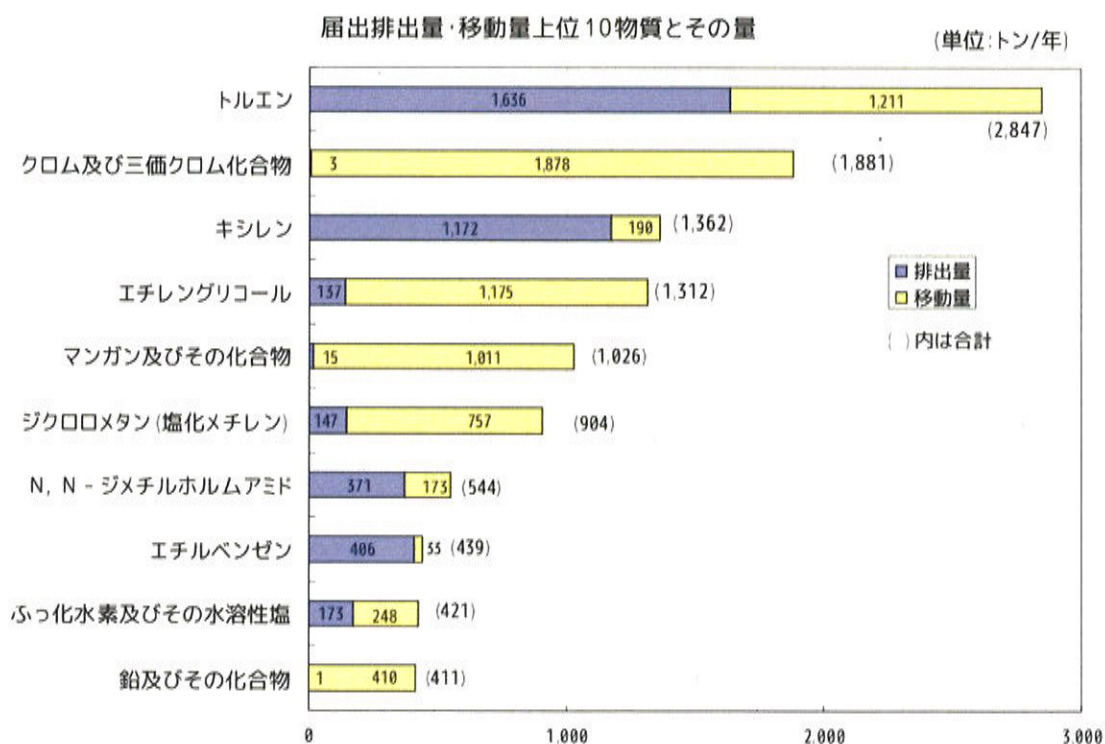


(2) 山口県の届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位10物質の合計は11,148トンで、届出排出量・移動量の合計15,815トンの70%に当たります。

上位5物質は、

- ① トルエン : 2,847トン (構成比18%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ② クロム及び三価クロム化合物 : 1,881トン (// 12%)
(金属製品や化学原料として用いられる)
- ③ キシレン : 1,362トン (// 9%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ④ エチレングリコール : 1,312トン (// 8%)
(ポリエステル繊維の原料や車の不凍液として用いられる)
- ⑤ マンガン及びその化合物 : 1,026トン (// 6%)
(特殊鋼・電池などに用いられる)



(3) 山口県の届出排出量の多い物質

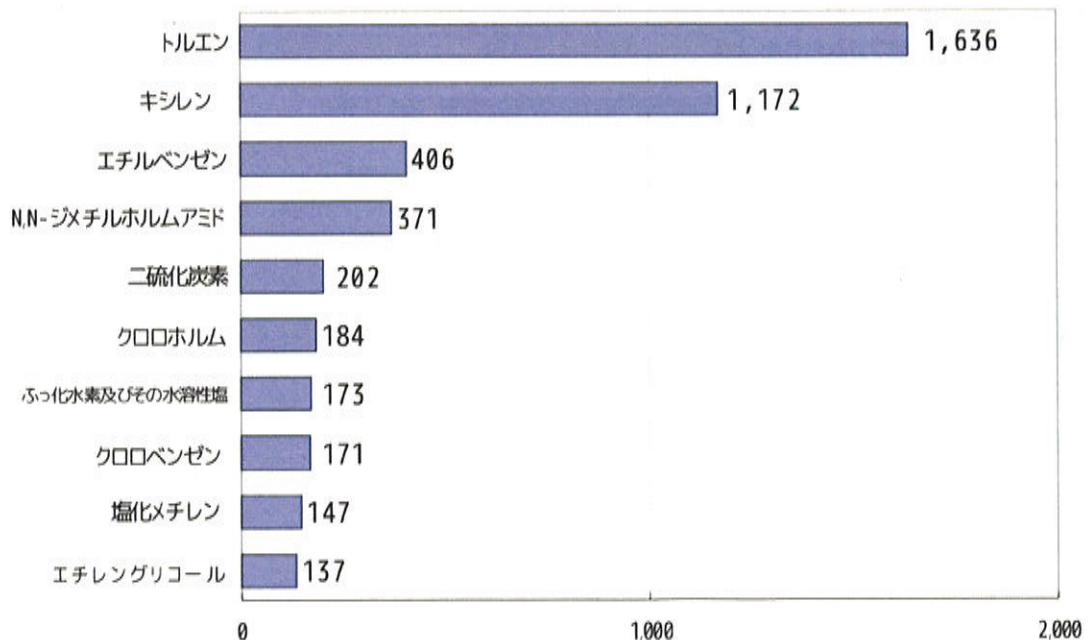
届出排出量の多い上位10物質の合計は4,599トンで、届出排出量の合計5,924トンの78%に当たります。

上位5物質は、

- ① トルエン : 1,636トン (構成比 28%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ② キシレン : 1,172トン (// 20%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ③ エチルベンゼン : 406トン (// 7%)
(スチレンモノマーの原料や混合キシレンに含まれる)
- ④ N, N - ジメチルホルムアミド : 371トン (// 6%)
(繊維工業でアクリル繊維の紡糸溶媒として用いられる)
- ⑤ 二硫化炭素 : 202トン (// 3%)
(セロハンやレーヨンの製造に用いられる)

届出排出量上位10物質とその量

(単位:トン/年)



(4) 山口県の業種別届出排出量・移動量

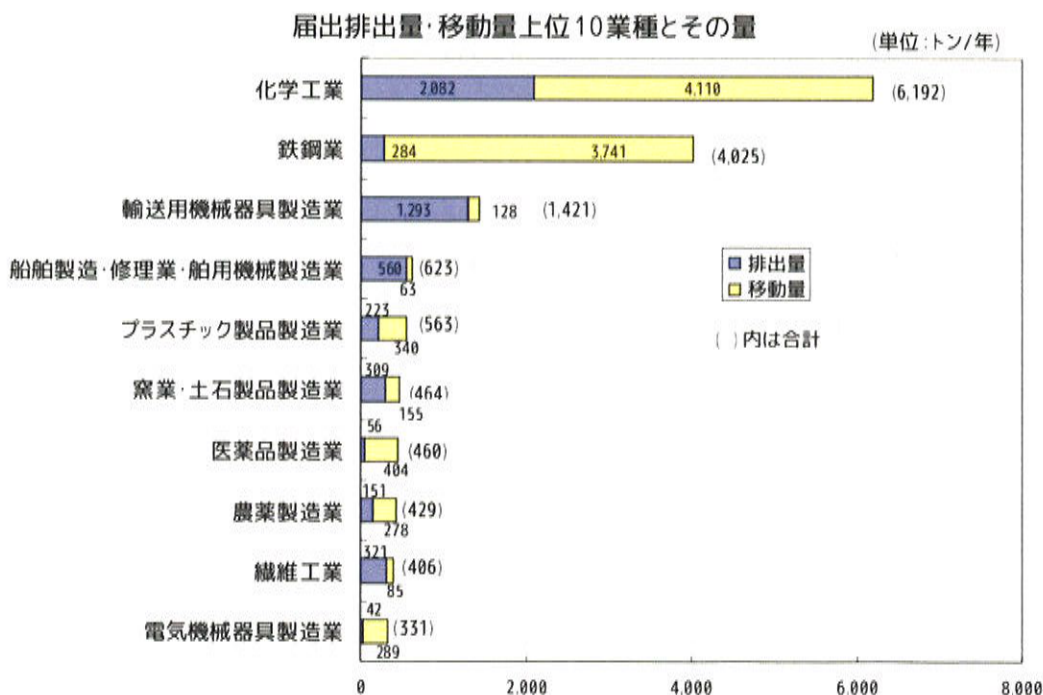
事業者から届出のあった対象36業種の排出量・移動量の合計は15,815トンで、このうち化学工業が6,192トンで全体の39%、鉄鋼業が4,025トンで全体の25%を占めています。

また、届出排出量・移動量の多い上位10業種の合計は14,915トンで届出排出量・移動量の合計15,815トンの94%に当たります。

上位10業種は、

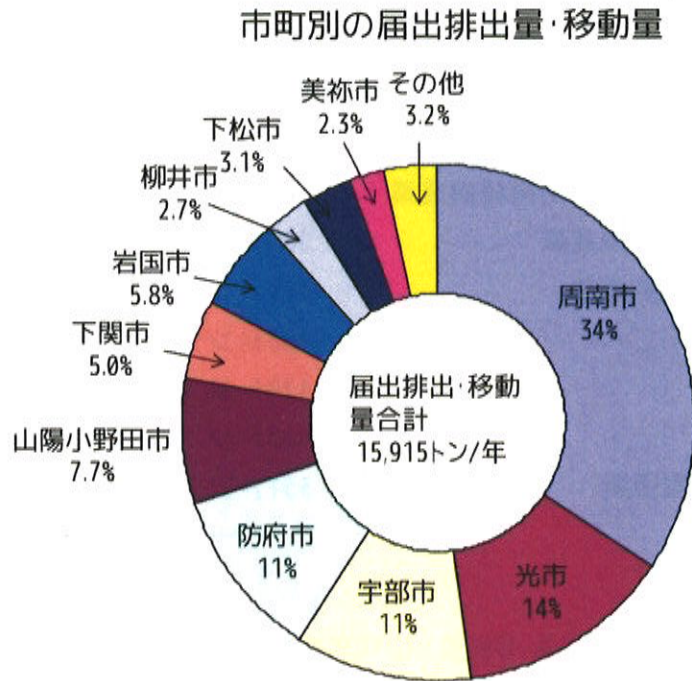
① 化学工業	: 6,192トン (構成比 39%)
② 鉄鋼業	: 4,025トン (// 25%)
③ 輸送用機械器具製造業	: 1,421トン (// 9%)
④ 船舶製造・修理業・船用機械製造業	: 623トン (// 4%)
⑤ プラスチック製品製造業	: 563トン (// 4%)
⑥ 窯業・土石製品製造業	: 464トン (// 3%)
⑦ 医薬品製造業	: 460トン (// 3%)
⑧ 農業製造業	: 429トン (// 3%)
⑨ 繊維業	: 406トン (// 3%)
⑩ 電気機械器具製造業	: 331トン (// 2%)

の順となっています。



(5) 市町別の届出排出量・移動量

市町別の届出排出量・移動量の内訳は、周南市5,433トン(34%)、光市1,889トン(14%)、宇部市1,265トン(11%)、防府市1,712トン(11%)、山陽小野田市1,194トン(7.3%)の順となっており、化学工業等の大規模工場が立地しているこの5地域で県全体の79%を占めています。



3 山口県の届出外排出量

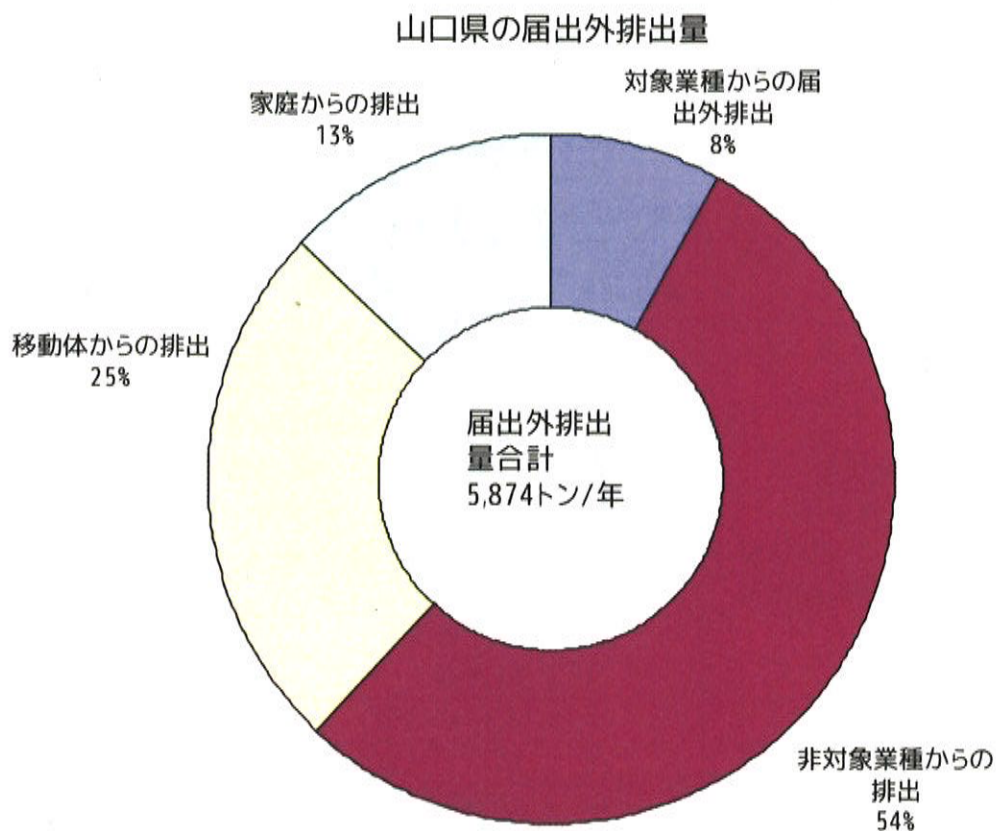
国（経済産業省・環境省）において推計された平成19年度の山口県の届出外排出量の合計は、5,874トンです。

その内訳は、

対象業種からの届出外排出量(*)の推計値	:	481トン（構成比 8%）
非対象業種からの排出量の推計値	:	3,153トン（ // 54%）
移動体からの排出量の推計値	:	1,496トン（ // 25%）
家庭からの排出量の推計値	:	744トン（ // 13%）

です。

(*)：対象業種に属する事業者からの排出量であるが、届出規模要件を満たさな
いため届出対象とならないもの。



山口県の平成19年度P R T Rデータの概要について

- 化学物質の排出量・移動量の集計結果 -

平成20年2月27日

山口県環境生活部環境政策課

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）に基づき導入された「P R T R制度」（化学物質排出移動量届出制度）により、人の健康や動植物に有害な影響を及ぼすおそれのある354種類の化学物質について、毎年度、事業者は環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して届出を行い、国はその集計結果を公表することとされています。

今般、国において、法施行後第7回目となる集計結果が公表されたことに伴い、山口県における平成19年度P R T Rデータの概要を次のとおり公表します。

1 排出量・移動量の届出状況

平成20年度（届出期間：平成20年4月1日から6月30日まで）には、平成19年度に事業者が把握した排出量・移動量について、山口県において653事業所から届出がありました。業種別の届出状況は次のとおりです。

業種別にみた届出状況

業 種	届出 事業所数	業 種	届出 事業所数
製造業	198	一般機械器具製造業	5
食品製造業	1	電気機械器具製造業	13
繊維工業	4	輸送用機械器具製造業	15
木材・木製品製造業	5	鉄道車輛・同部品製造業	2
家具・装備品製造業	1	船舶製造・修理業	7
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	その他の製造業	3
出版・印刷・同関連産業	1	電気業・ガス業	4
化学工業	63	下水道業	38
医薬品製造業	4	鉄道業	2
農業製造業	4	石油卸売業	3
石油製品・石炭製品製造業	6	燃料小売業	308
プラスチック製品製造業	14	洗濯業	1
ゴム製品製造業	6	自動車整備業・卸売業	38
窯業・土石製品製造業	12	一般廃棄物処理業	45
鉄鋼業	9	産業廃棄物処分業	15
非鉄金属製造業	3	自然科学研究所	2
金属製品製造業	17	合 計	653

2 届出排出量・移動量の集計結果

(1) 山口県の届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量・移動量の全体の内訳は、届出排出量5,924トン、届出移動量9,891トンの計15,815トンとなっています。届出排出量の内訳は、大気への排出4,990トン、公共用水域への排出934トン、土壌への排出0トン、事業所内での埋立処分0トンとなっています。また、届出移動量の内訳は、事業所外への廃棄物としての移動量9,889トン、下水道への移動量2トンとなっています。

届出排出量：5,924トン(37.5%)

大気への排出：4,990トン(31.6%)

公共用水域への排出：934トン(5.9%)

土壌への排出：0トン(0.0%)

埋立処分：0トン(0.0%)

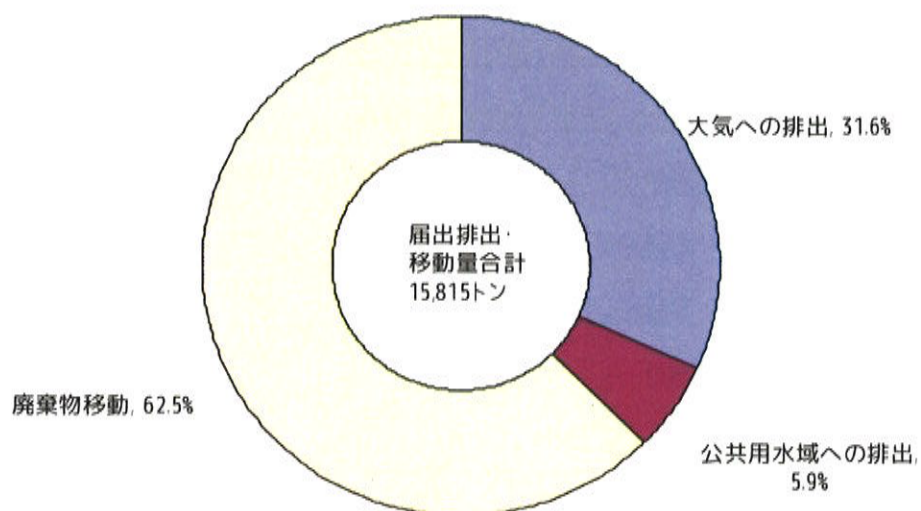
届出移動量：9,891(62.5%)

廃棄物としての移動：9,891トン(62.5%)

下水道への移動：2トン(0.0%)

計15,815トン

山口県の届出排出量・移動量

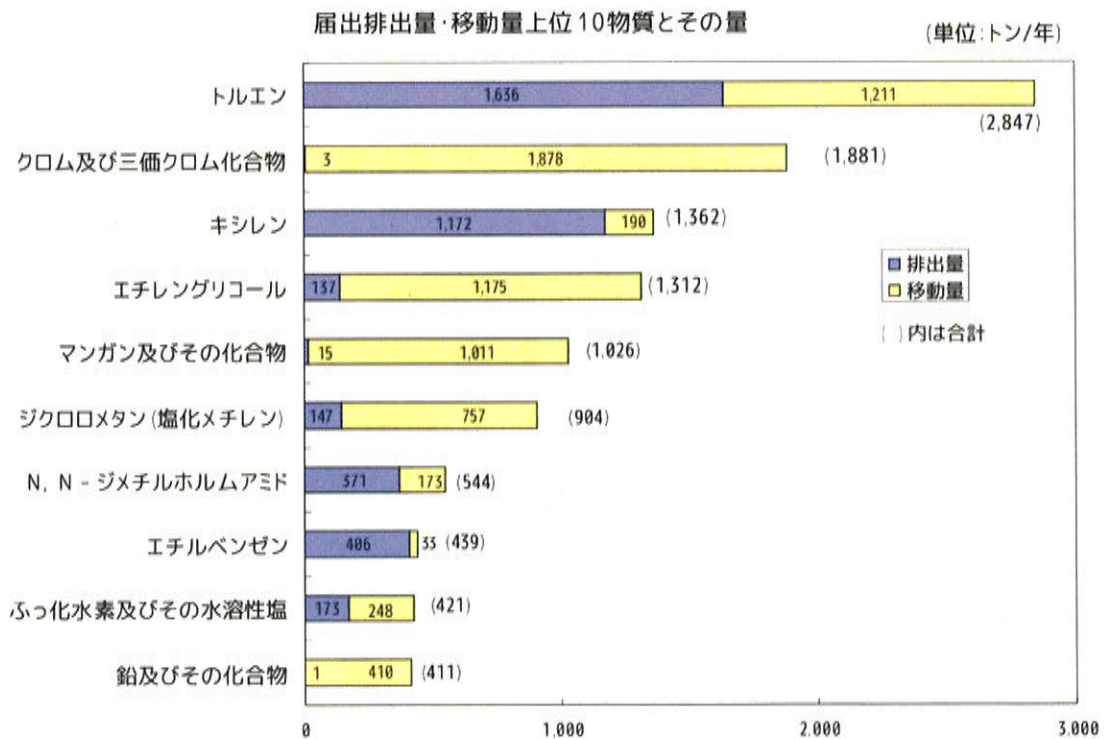


(2) 山口県の届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位10物質の合計は11,148トンで、届出排出量・移動量の合計15,815トンの70%に当たります。

上位5物質は、

- ① トルエン : 2,847トン (構成比18%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ② クロム及び三価クロム化合物 : 1,881トン (// 12%)
(金属製品や化学原料として用いられる)
- ③ キシレン : 1,362トン (// 9%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ④ エチレングリコール : 1,312トン (// 8%)
(ポリエステル繊維の原料や車の不凍液として用いられる)
- ⑤ マンガン及びその化合物 : 1,026トン (// 6%)
(特殊鋼・電池などに用いられる)



(3) 山口県の届出排出量の多い物質

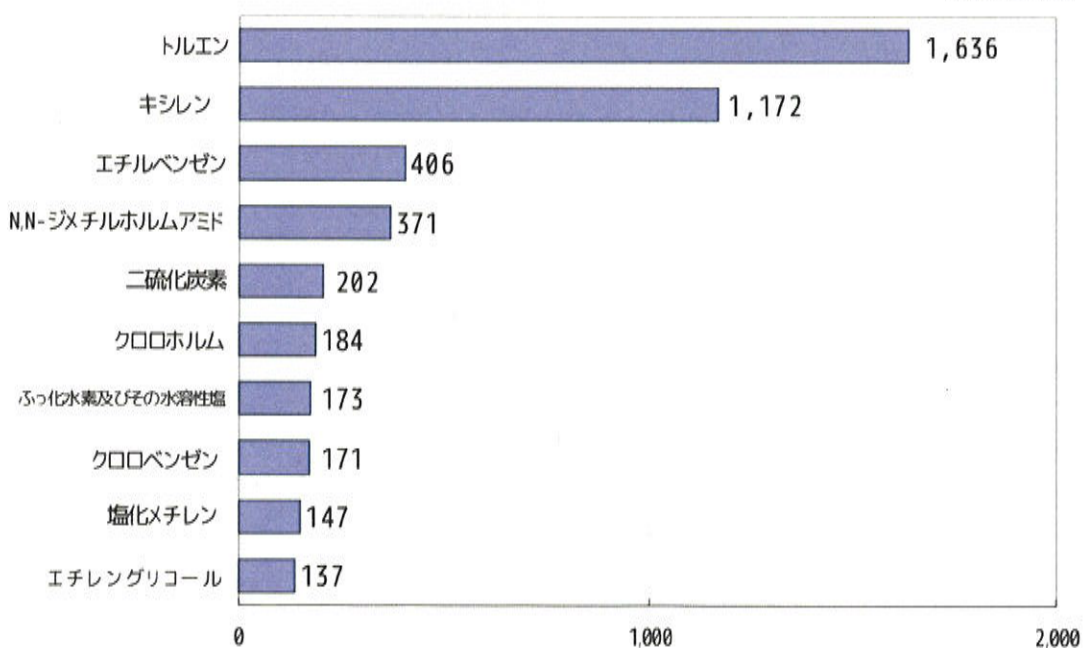
届出排出量の多い上位10物質の合計は4,599トンで、届出排出量の合計5,924トンの78%に当たります。

上位5物質は、

- ① トルエン : 1,636トン (構成比 28%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ② キシレン : 1,172トン (// 20%)
(合成原料や溶剤として幅広く用いられる)
- ③ エチルベンゼン : 406トン (// 7%)
(スチレンモノマーの原料や混合キシレンに含まれる)
- ④ N, N - ジメチルホルムアミド : 371トン (// 6%)
(繊維工業でアクリル繊維の紡糸溶媒として用いられる)
- ⑤ 二硫化炭素 : 202トン (// 3%)
(セロハンやレーヨンの製造に用いられる)

届出排出量上位10物質とその量

(単位:トン/年)



(4) 山口県の業種別届出排出量・移動量

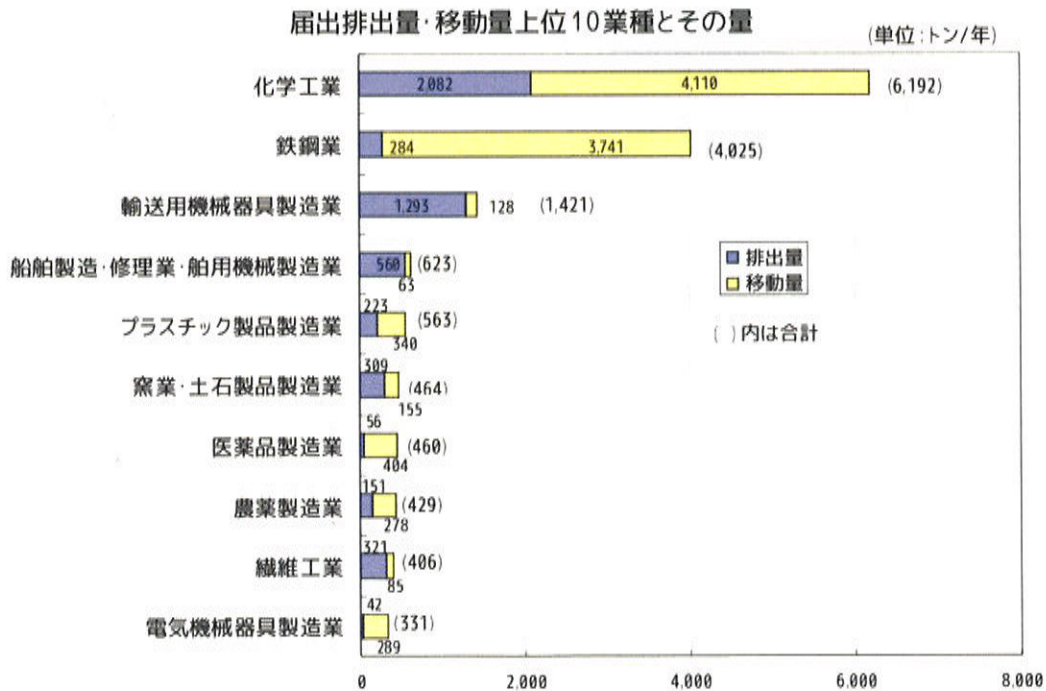
事業者から届出のあった対象36業種の排出量・移動量の合計は15,815トンで、このうち化学工業が6,192トンで全体の39%、鉄鋼業が4,025トンで全体の25%を占めています。

また、届出排出量・移動量の多い上位10業種の合計は14,915トンで届出排出量・移動量の合計15,815トンの94%に当たります。

上位10業種は、

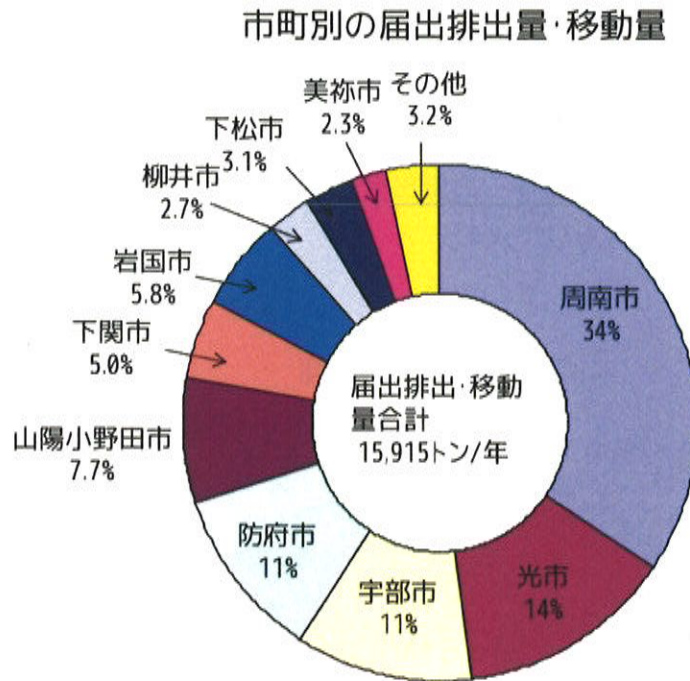
- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 化学工業 | : 6,192トン (構成比 39%) |
| ② 鉄鋼業 | : 4,025トン (// 25%) |
| ③ 輸送用機械器具製造業 | : 1,421トン (// 9%) |
| ④ 船舶製造・修理業・船用機械製造業 | : 623トン (// 4%) |
| ⑤ プラスチック製品製造業 | : 563トン (// 4%) |
| ⑥ 窯業・土石製品製造業 | : 464トン (// 3%) |
| ⑦ 医薬品製造業 | : 460トン (// 3%) |
| ⑧ 農業製造業 | : 429トン (// 3%) |
| ⑨ 繊維業 | : 406トン (// 3%) |
| ⑩ 電気機械器具製造業 | : 331トン (// 2%) |

の順となっています。



(5) 市町別の届出排出量・移動量

市町別の届出排出量・移動量の内訳は、周南市5,433トン(34%)、光市1,889トン(14%)、宇部市1,265トン(11%)、防府市1,712トン(11%)、山陽小野田市1,194トン(7.3%)の順となっており、化学工業等の大規模工場が立地しているこの5地域で県全体の79%を占めています。



3 山口県の届出外排出量

国（経済産業省・環境省）において推計された平成19年度の山口県の届出外排出量の合計は、5,874トンです。

その内訳は、

対象業種からの届出外排出量(*)の推計値	:	481トン（構成比 8%）
非対象業種からの排出量の推計値	:	3,153トン（ // 54%）
移動体からの排出量の推計値	:	1,496トン（ // 25%）
家庭からの排出量の推計値	:	744トン（ // 13%）

です。

(*)：対象業種に属する事業者からの排出量であるが、届出規模要件を満たさな
いため届出対象とならないもの。

